



流山市監査委員告示第5号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長、流山市教育委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成30年3月26日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第4号様式

流農第237号
平成30年2月19日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成30年2月15日付け、流監第77号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成 30 年 2 月 15 日 ・ 流監第 77 号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
経済振興部 農業振興課	指摘 (1)	現金の取扱いがあるものの現金取扱簿が整備されていなかった。現金取扱簿を速やかに整備し、規則に基づく適正な管理を求めるものである。	指摘を踏まえ、現金取扱簿については整備済みです。 なお、農業共進会特別賞副賞代については、現金の取扱いによる事故を防止するため、平成 30 年度からは該当事業者に対して請求書を送付し、現金等払込書による事務処理を行うことにより、現金を金融機関に納めていただくことに改めます。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。
表示は、「指摘」又は「意見」とする。